

韓国知的財産ニュース 2025 年 1 月後期

(No. 525)

発行年月日：2025 年 2 月 14 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【公布】デザイン保護法の一部改正法律（法令第 20692 号）
- 1－2 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律（法令第 20694 号）
- 1－3 【公布】商標法の一部改正法律（法令第 20697 号）
- 1－4 【公布】実用新案法の一部改正法律（法令第 20698 号）
- 1－5 【公布】特許法の一部改正法律（法令第 20700 号）
- 1－6 【公布】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律（法令第 20703 号）
- 1－7 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2207728）
- 1－8 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2207729）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「セール・アンド・ライセンスバック (SLB) プログラム」の支援を受けた企業を訪問
- 2－2 韓国特許庁、優先審査分野にバイオ・AI・先端ロボット技術を追加…4 大国家先端戦略産業全てが対象
- 2－3 韓国特許庁・釜山(プサン)回生法院、「回生・破産企業の IP 活用促進に向けた業務協約」を締結
- 2－4 営業秘密原本証明制度の導入以降初めて民間機関を指定
- 2－5 韓国特許庁、「2025 年度主要業務推進計画」を発表
- 2－6 韓国特許庁、PCT 出願件数の多い中小企業と懇談会を実施
- 2－7 韓国特許庁、関係部処と中小企業向け海外進出支援事業の合同説明会を実施
- 2－8 国際知識財産研修院、外国人向け知財教育プラットフォーム「KIPO アカデミー」をリニューアル
- 2－9 韓国政府、「大韓民国バイオ大転換戦略」を発表

- 2-10 韓国特許庁、「特許情報検索および電子出願に関する教育」の参加者募集
- 2-11 韓国特許庁、UAE・ブルネイで「海外機関向け知財権コンサルティング事業」を成功裏に完了
- 2-12 韓国特許庁、知財取引の活性化に向け民間取引機関 6 社を募集

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 故意による商標権・デザイン権の侵害に対する懲罰的損害賠償を 3 倍から 5 倍に引き上げへ…改正商標法・デザイン保護法を公布
- 4-2 韓国特許庁、伝統市場の共同商標の開発支援事業」の成果共有会を実施

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【公布】デザイン保護法の一部改正法律（法令第 20692 号）

電子官報（2025.1.21.）

国会において議決されたデザイン保護法の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法令第 20692 号

デザイン保護法の一部改正令

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 115 条第 7 項の中「3 倍」を「5 倍」に改める。

附 則

第 1 条（施行日）この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条（損害賠償責任に関する適用例）第 115 条第 7 項の改正規定は同法施行以降発生する違反項から適用する。

改正理由及び主要内容

故意的にデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の 3 倍から 5 倍に引き上げることで、デザイン権者及び専用実施権者の権利をより手厚く保護する目的である。

＜法制処提供＞

1－2 【公布】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律（法令第 20694 号）

電子官報（2025. 1. 21. ）

国会において議決された産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法令第 20694 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正令

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号二目を削除し、同号リ目をヌ目に改め、同号にリ目を次のように新設する。

リ．「海洋水産科学技術育成法」第 17 条に基づき認証された海洋水産新技術

第 7 条第 6 項を第 7 項に改め、同条に第 6 項を次のように新設する。

⑥産業通商資源部長官は委員会の運営を支援し、第 9 条から第 12 条までの業務を効率的に遂行するために、大統領令で定めるところにより技術安保センターを指定できる。

第 9 条第 6 項を削除し、同条第 7 項を第 6 項に改める。

第 9 条の 2 を第 9 条の 4 に改め、第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 をそれぞれ次のように新設

する。

第 9 条の 2（国家コア技術の該非判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「企業等」とする）は保有する技術が国家コア技術に該当するか否かに関する判定を産業通商資源部長官に申請できる。

②産業通商資源部長官は大統領令で定めるところにより、企業等が国家コア技術を保有すると判断した場合、職権により当該の企業等に対し第 1 項に基づく判定を申請するよう通知できる。

③第 2 項による通知を受けた企業等は通知を受けた日から 30 日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には事前に産業通商資源部長官と協議して 30 日の範囲内で期限を延長できる。

④産業通商資源部長官は第 1 項及び第 2 項に基づく判定に関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は判定を申請した企業等の長に対し資料の提出等必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は判定を申請した企業等の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

第 9 条の 3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した日から 30 日以内に国家コア技術保有機関の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更する場合にも同一である。

1. 第 9 条の 2 に基づき国家コア技術の該非判定を申請して国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第 11 条第 5 項及び第 6 項に基づき国家先端戦略技術に該当するとの判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術を移転され国家コア技術に対する実質的な権利を持った場合

②第 1 項に基づき登録した国家コア技術保有機関は次の各号のいずれかに該当する場合、その事由を知った日から 30 日以内に登録の抹消を産業通商資源部長官に申請できる。

1. 第 9 条第 3 項に基づき国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第 11 条に基づく国家コア技術の輸出及び第 11 条の 2 に基づく海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有しなくなった場合
3. 対象機関が他の企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対する実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は第 1 項に基づく登録及び第 2 項に基づく登録の抹消と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は企業等の長に対し資料の提出等に係る必要な協調を求めることができる。この場合、関係中

央行政機関の長又は企業等の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

④第 1 項に基づく登録の方法及び手続、第 2 項に基づく登録抹消の方法及び手続に関して必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条第 1 項の中「当該国家コア技術」を「当該の国家コア技術」に、「産業通商資源部長官」を「予め産業通商資源部長官」に改め、同条第 7 項及び第 10 項をそれぞれ削除し、同条第 5 項及び第 6 項をそれぞれ第 6 項及び第 7 項に改め、同条第 8 項及び第 9 項をそれぞれ第 9 項及び第 10 項に改め、同条に第 5 項及び第 8 項をそれぞれ次のように新設し、同条第 7 項（従前の第 6 項）の中「当該国家コア技術」を「当該の国家コア技術」に改め、同条第 9 項（従前の第 8 項）第 2 号の中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項第 3 号の中「第 7 項」を「第 8 項第 2 号」に、「未承認又は不正承認及び未申告」を「不正承認」に改め、同条第 11 項を次のように改め、同条に第 12 項を次のように新設する。

⑤産業通商資源部長官は第 4 項に基づく申告を受けた場合、当該の国家コア技術の輸出が国家安保に与える影響等を検討し、国家安保に深刻な影響がなく同法に適合すれば申告を受理しなければならない。

⑧産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には当該の国家コア技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復等必要な措置を命ずることができる。但し、第 2 号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、その調査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を通さなければならない。

1. 第 1 項に基づく承認を受けていないか、若しくは、第 5 項に基づく申告をせず、国家コア技術の輸出をした場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第 1 項に基づく承認を受けたか、若しくは、第 4 項に基づく申告をして国家コア技術の輸出をした場合

⑪産業通商資源部長官は第 1 項及び第 4 項にもかかわらず、技術輸出の恐れが少ないと認める輸出の場合には第 1 項及び第 4 項に基づく輸出手続きの一部を免除又は簡素化できる。

⑫第 1 項の承認、第 4 項の申告、第 6 項・第 8 項の輸出中止・輸出禁止・原状回復等の措置命令及び第 7 項の事前検討の申請、第 11 項の輸出の承認及び申告の免除又は簡素化等に必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条の 2 第 4 項の前段の中「海外買収・合併等が国家安保に与える影響を検討して関係中央行政機関」を「海外買収・合併等による国家安保及び産業技術の流出による国民経済的波及効果を検討して関係中央行政機関」に改め、同条第 7 項から第 12 項までをそれぞれ第 8 項から第 13 項までに改め、同条に第 7 項を次のように新設し、同条第 10 項（従前の第 9 項）次のように改め、同条第 11 項（従前の第 1 項）第 2 号及び第 3 号の中「第 7 項」をそれぞれ「第 8 項」に改め、同項第 4 号の中「第 9 項に基づく未承認、不正承認、未申告又は嘘の申告」を「第 10 項に基づく不正承認又は虚偽の申告」に改め、同条第 13 項（従前の第 12 項）の中「第 7 項を」を「第 8 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に改め

る。

⑦産業通商資源部長官は第 5 項に基づく申告を受けた場合、海外買収・合併等が国家安保に与える影響等を検討して国家安保に深刻な影響がなく同法に適合すれば申告を受理しなければならない。

⑩産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号のいずれかに該当する場合には海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の必要な措置を命ずることができる。但し、第 2 号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、その調査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を通さなければならない。

1. 第 1 項に基づく承認を受けていないか、若しくは、第 5 項に基づく申告をせず、海外買収・合併等を進めた場合
2. 嘘やその他の不正な方法により第 1 項に基づく承認を受けたが、若しくは、第 5 項に基づく申告をして海外買収・合併を進めた場合

第 11 条の 3 を次のように新設する。

第 11 条の 3（履行強制金）①産業通商資源部長官は第 11 条の 2 第 8 項及び第 10 項に基づき海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その定められた期間内にその措置命令を履行しなかった者に対し履行期限の終了日の翌日から 1 日当たり 1 千万ウォン以下の範囲で、大統領令で定める履行強制金を賦課する。

②産業通商資源部長官は最初の措置命令があった日を基準に 1 年に 2 回以内の範囲でその措置命令が履行されるまで繰り返し第 1 項に基づく履行強制金を賦課・徴収できる。

③第 1 項及び第 2 項に規定する事項外に履行強制金の賦課・徴収に関する事項は「行政基本法」第 31 条第 2 項から第 6 項までを従う。

第 13 条の題目「(改善勧告)」を「(改善勧告等)」に改め、同条第 3 項及び第 4 項をそれぞれ第 4 項及び第 5 項に改め、同条に第 3 項を次のように新設し、同条第 4 項（従前の第 3 項）の中「第 1 項」を「第 3 項」に、「改善勧告を」を「措置命令を」に、「改善勧告の」を「措置命令の」に改め、同条第 5 項（従前の第 4 項）を次のように改める。

③産業通商資源部長官は第 1 項に基づき改善勧告を受けた対象機関の長が勧告事項を履行しなかった場合には必要な措置を命ずることができる。

⑤第 1 項に基づく改善勧告、第 2 項に基づく改善対策の策定・施行、第 3 項に基づく措置命令及び第 4 項に基づく報告に必要な事項は大統領令で定める。

第 14 条第 2 号の中「不正な利益を得たか、若しくは、その対象機関に損害が発生することを知っているにもかかわらず」を「対象機関の産業技術」に改め、同条第 7 号及び第 8 号をそれぞれ第 11 号及び第 12 号に改め、同条第 5 号を第 7 号に改め、同条第 3 号を第 5 号に改め、同条第 6 号の 3 を第 3 号に改め、同条第 3 号（従前の第 6 号の 3）の中「特殊媒体記録」を「特殊媒体記録かソースコード等」に、「不正な利益を得たかその対象機関に損害を与える目的でそれを」を「それを」に改め、同条第 4 号を第 13 号に改め、同条

に第4号を次のように新設し、同条第5号（従前の第3号）の中「第1号又は第2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に、「使用及び公開」を「使用・公開」に改め、同条第6号を第9号に改め、同条に第6号及び第8号をそれぞれ次のように新設し、同条第9号（従前の第6号）の中「国家コア技術を外国で使用するか、若しくは、外国で利用されることを知っているにもかかわらず、第11条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同条第6号の2を第10号に改め、同条第10号（従前の第6号の2）の中「国家コア技術を外国で使用するか、若しくは、外国で利用されることを知っているにもかかわらず、第11条の2第5項」を「第11条の2第5項」に改め、同条第11号（従前の第7号）の中「第11条第5項・第7項及び第11条の2第7項・第9項」を「第11条第6項・第8項及び第11条の2第8項・第10項」に改め、同条第13号（従前の第4号）の中「第1号又は第2号の規定に」をそれぞれ「第1号から第4号までに」に改める。

4. 対象機関の契約等により産業技術に対するアクセス権限のある者が産業技術を指定の場所外に無断で流出するか目的外で使用・公開する行為
6. 第1号から第4号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋・誘引する行為
8. 第11条第4項に基づく申告をしないか、若しくは、嘘やその他の不正な方法により申告をして国家コア技術を輸出する行為

第14条の3第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②対象機関が保有する技術が第2条第1号ロ目からリ目までの技術に該当するものであって、その技術を指定・告示・公告・認証した行政機関の長に確認を受けた場合には第1項に基づく産業技術の確認を受けたこととみなす。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（外国における行為に対する適用）第14条に基づく産業技術の流出及び侵害行為の禁止に対する規定は当該の行為を外国でした場合においても同法を適用する。

第15条第1項の中「ならず、必要な調査及び措置を要請することができる」を「ならない」に改め、同条第2項の中「第1項の規定による要請を」を「第1項の申告を」に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長は第2項に基づく調査及び措置をした場合にその結果を情報捜査機関の長又は産業通商資源部長官にそれぞれ通知しなければならない。但し、情報捜査機関の長が国家安全保障のために必要だと認める場合には通知しなくても構わない。

第17条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は実態調査の結果が優秀な対象機関に対し第11条第1項及び第4項に基づく輸出手続きの一部を免除又は簡素化できる。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会への資料提出）①産業通商資源部長官は国家コア技術等産業技術の海

外流出の現況について毎年定期国会の開会前までに国会所管の常任委員会に提出しなければならない。

②産業通商資源部長官は第 1 項に基づく産業技術の海外流出の現況について国会に提出するために産業技術の海外流出に係る事件の起訴及び判決の現況等を法務部長官に求めることができる。この場合、法務部長官は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

第 22 条第 1 項第 2 号を次のようにする。

2. 産業技術保安施設の設置・運営の支援

第 22 条の 2 第 2 項の各号外の部分の中「3 倍」を「5 倍」にする。

第 34 条に第 2 号の 2、第 2 号の 3 及び第 3 号の 3 をそれぞれ次のように新設し、同条第 6 号の中「第 17 条第 1 項の規定」を「第 17 条」にする。

2 の 2. 第 9 条の 2 に基づき国家コア技術の判定等の業務を遂行する者

2 の 3. 第 9 条の 3 に基づき国家コア技術保有機関の登録等の業務を遂行する者

3 の 3. 第 13 条に基づき改善勧告等の業務を遂行する者

第 36 条の第 1 項の前段の中「国家コア技術を外国で使用するか、若しくは、使用させる目的で第 14 条第 1 号から第 3 号」を「国家コア技術が外国で利用されることを知っているにもかかわらず、第 14 条第 1 号から第 12 号」に改め、同項の後段の中「15 億ウォン」を「65 億ウォン」に改め、同条第 2 項の中「産業技術が外国で使用するか、若しくは、使用させる目的で第 14 条各号（第 4 号を除く）」を「産業技術が外国で利用されることを知っているにもかかわらず、第 14 条第 1 号から第 6 号まで及び第 12 号」に、「15 億ウォン」を「30 億ウォン」に改め、同条第 3 項の中「第 14 条各号（第 4 号・第 6 号・第 6 号の 2 及び第 8 号は除く）」を「第 14 条第 1 号から第 11 号まで」に改め、同条第 4 項の中「第 14 条第 4 号及び第 8 号」を「第 14 条第 12 号及び第 13 号」に改める。

第 39 条第 1 項各号外の部分に但し書を次のように新設し、同項第 1 号から第 3 号までをそれぞれ第 3 号、第 6 号及び第 7 号に改め、同項に第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号をそれぞれ次のように新設する。

但し、第 4 号の場合においては国を除く。

1. 第 9 条の 2 第 3 項に基づく判定申請書類を提出しないか、若しくは、虚偽で提出した者
2. 第 9 条の 3 第 1 項に基づく国家コア技術保有機関の登録を申請しない者
4. 第 11 条第 10 項及び第 11 条の 2 第 12 項に基づく産業通商資源部長官からの協調の要請を正当な事由なく拒否した者
5. 第 13 条第 3 項に基づく産業通商資源部長官による措置命令に従わなかった者

附 則

第 1 条（施行日） この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条（国家コア技術保有機関の登録に関する経過措置） 同法施行前に従前の第 9 条、第 11 条及び第 11 条の 2 に基づき国家コア技術保有機関に確認された対象機関は、同法施行日から 6 月以内に第 9 条の 3 の改正規定に基づき産業通商資源部長官に登録しなければならない。

改正理由及び主要内容

国家コア技術等産業技術を体系的に管理するために、国家コア技術保有機関の登録等に必要な事項を規定し、国から研究開発費の支援を受けて開発した国家コア技術を保有する機関が海外買収・合併、合併投資等の承認を産業通商資源部長官に申請する場合、産業通商資源部長官は産業技術の流出による国民経済的波及効果についても検討し、国家コア技術を保有する機関が承認又は申告することなく海外買収・合併等を行った場合、産業通商資源部長官がそれに対する中止・禁止・原状回復等の措置命令を行うことができ、それを履行しなかった場合において履行強制金を賦課できる根拠を設ける一方、

産業技術の流出を抑止し産業技術をより実効性のある形で保護するために、産業技術へのアクセス権限のある者が産業技術を指定の場所外に無断で流出するか、若しくは、目的外で使用・公開する行為を産業技術の流出及び侵害行為に含め、産業技術の流出及び侵害行為に対する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の 3 倍から 5 倍に引き上げ、国家コア技術が外国で使用されることを知っているにもかかわらず、技術流出行為をした者に処する罰金刑を 15 億ウォン以下から 65 億ウォン以下に引き上げ、産業技術の場合には 15 億ウォン以下から 30 億ウォン以下に引き上げる等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・保管する目的である。

＜法制処提供＞

1－3 【公布】商標法の一部改正法律（法令第 20697 号）

電子官報（2025. 1. 21.）

国会において議決された商標法の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法令第 20697 号

商標法の一部改正令

商標法の一部を次のように改正する。

第 57 条第 3 項の中「2 月」を「30 日」に改める。

第 60 条第 1 項各号外の部分の中「2 月内」を「30 日内」に改める。

第 110 条第 7 項の中「3 倍」を「5 倍」に改める。

附 則

第 1 条（施行日）この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条（損害賠償責任に関する適用例）第 110 条第 7 項の改正規定は同法施行以降発生する違反行為から適用する。

第 3 条（商標登録出願に係る書類及び付属書類の閲覧機関に関する経過措置）同法施行当時、すでに出願公告された商標登録出願に係る書類及び付属書類の閲覧は第 57 条第 3 項の改正規定にもかかわらず、従前の規定を従う。

第 4 条（異議申立期間に関する経過措置）同法施行当時、すでに出願公告された商標登録出願に対する異議申立は第 60 条第 1 項の改正規定にもかかわらず従前の規定を従う。

改正理由及び主要内容

商標登録出願に係る書類の閲覧機関及び商標登録出願に対する異議申立期間を 2 月から 30 日に短縮することで、商標登録出願人の権利を適時に保護し、商標を安定的に使用できるようにする一方、

故意的に商標権又は専用使用権を侵害した者に対する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の 3 倍から 5 倍に引き上げることで、商標権者及び専用使用権者の権利をより手厚く保護する目的である。

<法制処提供>

1 - 4 【公布】実用新案法の一部改正法律（法令第 20698 号）

電子官報（2025. 1. 21.）

国会において議決された実用新案法の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク
国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法令第 20698 号

実用新案法の一部改正令

実用新案法の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の中「貸与又は」を「貸与・輸出又は」に改める。

第 29 条の中「貸与又は」を「貸与・輸出又は」に改める。

第 49 条の 3 を次のように新設する。

第 49 条の 3 (外国への出願の禁止又は秘密取扱命令の違反罪) 第 11 条において準用する
「特許法」第 41 条第 1 項に基づく外国への出願の禁止又は秘密取扱命令を違反した者は
5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 50 条各号の外の部分の本文の中「第 48 条又は第 49 条」を「第 48 条、第 49 条又は第
49 条の 3」に改め、同条に第 3 号を次のように新設する。

3. 第 49 条の 3 の場合 : 1 億ウォン以下の罰金

附 則

この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

改正理由及び主要内容

実用新案権者等の権利をより手厚く保護するために、考案の実施類型の一つに輸出を
追加することで、実用新案権等侵害製品を輸出する者に対する侵害禁止請求及び損害賠
償請求が可能になる一方、

国防上重要な技術の海外流出を禁止する規定の実効性を確保するために、国防上必要
な考案を外国に出願するか国防上必要な考案に係る秘密取扱命令を違反した場合、5 年以
下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処するよう処罰規定を新設する。

< 法制処提供 >

1 - 5 【公布】特許法の一部改正法律 (法令第 20700 号)

電子官報 (2025. 1. 21.)

国会において議決された特許法の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法令第 20700 号

特許法の一部改正令

特許法の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号イ目及びハ目の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

第 89 条第 1 項の中「存続期間」を「存続期間（第 92 条の 5 第 2 項に基づき特許権の存続期間の延長が登録された場合にはその延長された日までをいう）」に改め、同項に但し書を次のように新設する。

但し、許可等を得た日から 14 年を超過して延長することはできない。

第 90 条に第 7 項及び第 8 項をそれぞれ次のように新設する。

⑦一つの許可等に対し 2 以上の特許権がある場合には延長登録出願人はそのいずれかの特許権についてのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対し 2 以上の特許権について存続期間の延長登録出願がある場合には、そのいずれの存続期間についても延長できない。

⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その出願は第 7 項を適用する際には最初からなかったこととみなす。

1. 放棄、無効又は取り消された場合
2. 拒絶査定、若しくは、拒絶する趣旨の審決が確定した場合

第 91 条第 3 号の中「その特許発明を実施できなかった」を「延長の」に改め、同条に第 6 号を次のように新設する。

6. 第 90 条第 7 項を違反して一つの許可等に対し 2 以上の特許権について存続期間の延長登録出願をした場合

第 93 条の中「第 67 条」を「第 67 条、第 78 条第 1 項・第 3 項」に改め、同条に後段を次のように新設する。

この場合、第 78 条第 1 項の中「特許取消申請に対する決定」は「第 92 条の 4 及び第 92 条の 5 に基づく延長登録拒絶決定又は延長登録決定」に、「その審査手続き」は「許可等に基づく延長登録出願に係る審査手続き」とする。

第 127 条第 1 号及び第 2 号の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

第 134 条第 1 項第 3 号の中「その特許発明を実施できなかった」を「第 89 条に基づき認められる延長の」に改め、同項に第 6 号を次のように新設し、同条第 4 項第 1 号の中「そ

の特許発明を実施できなかった」を「第 89 条に基づき認められる延長の」に改め、同条に第 5 項を次のように新設する。

6. 第 90 条第 7 項を違反して一つの許可等に対し 2 以上の特許権の存続期間が延長登録された場合

⑤延長登録が第 1 項第 6 号に該当するため無効にするとの審決が確定した場合には、その特許権の存続期間の延長登録出願は最初からなかったこととする。

第 181 条第 1 項各号外の部分の中「輸入するか」を「輸出又は輸入するか」に改め、同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の中「貸与又は」をそれぞれ「貸与・輸出又は」に改める。

第 229 条の 3 を次のように新設する。

第 229 条の 3（外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令の違反罪）第 41 条第 1 項に基づく外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令を違反した者に対し 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

第 230 条各号の外の部分の本文の中「第 228 条又は第 229 条」を「第 228 条、第 229 条又は第 229 条の 3」に改め、同条に第 3 号を次のように新設する。

3. 第 229 条の 3 の場合：1 億ウォン以下の罰金

附 則

第 1 条（施行日）この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

第 2 条（許可等による特許権の存続期間の延長に関する適用例）第 89 条第 1 項、第 90 条第 7 項・第 8 項、第 91 条、第 93 条及び第 134 条第 1 項・第 4 項・第 5 項の改正規定は、同法施行以降許可等を受けた特許発明に係る許可等による特許権の存続期間の延長登録出願から適用する。

改正理由及び主要内容

特許権者等の権利をより手厚く保護するために発明の実施類型の一つに輸出を追加することで、特許権等侵害製品を輸出する者に対する侵害禁止請求及び損害賠償請求を可能にし、国防上重要な技術の海外流出を禁止する規定の実効性を確保するために、国防上必要な発明を外国で出願するか、若しくは、国防上必要な発明に係る秘密取扱命令を違反した場合、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処するよう処罰規定を新設する一方、

特許発明を実施するために他の法令により許可等を得ることに長時間がかかって特許を受けたにもかかわらず、許可等を得ることができなく実際に特許発明を実施することができなかった期間を一定の要件の下で延長する特許権の存続期間の延長制度を合理的に整備するために、延長された特許権の存続期間は許可等を得た日から 14 年を超えては

いけなく、一つの許可等に対し 2 以上の特許権がある場合、延長可能な特許権は一つに制限する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・保管する目的である。

＜法制処提供＞

1－6 【公布】【公布】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律（法令第 20703 号）

電子官報（2025. 1. 21. ）

国会において議決された大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正令をここに公布する。

大統領権限代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

2025 年 1 月 21 日

国務総理職務代行国務委員 副総理兼企画財政部長官 チェ・サンモク

国務委員兼中小ベンチャー企業部長官 オ・ヨンジュ

法令第 20703 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正令

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 21 条の 2 第 1 項各号の外の部分の中「受託企業と委託企業は」を「委託企業は当該技術資料を提供される日まで」に、「書面により」を「受託企業と書面により」に改める。

第 43 条第 3 項第 2 号の中「しなかった者」を「しなかった委託企業」に改める。

附 則

この令は公布後 6 月が経過した日から施行する。

改正理由及び主要内容

従前は、受託・委託取引時に守秘保持に関する契約を締結する義務と、それを締結しなかった場合における罰金を受託・委託企業の両方に賦課していたが、委託企業の拒否により守秘保持に関する契約を締結しなかった受託企業に対しても罰金が賦課される等の不合理な側面があるとの指摘があり、今後は守秘保持に関する契約を締結する義務とそれを締結しなかった場合における罰金については委託企業にのみ賦課することで、故意又は過失のない受託企業が守秘保持に関する契約を締結できなかったとの理由で不合理な

処罰を受けることがないように改める。

＜法制処提供＞

1－7 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2207728）

議案情報システム（2025.1.22.）

議案番号：2207728

提案日：2025年1月22日

提案者：ソ・イルジュン議員（国民の力）外12人

提案理由

韓国は特許5大先進国（韓、米、EU、中、日）として世界全体の特許出願件数で4位を占めており、人口10万人当たり特許出願件数は2位であるが、知的財産権保護の順位では31位（2024年 IMD）と低い水準であるのが現状である。

韓国において知的財産への保護水準が低い理由は、訴訟において侵害の立証及び損害額の算定に必要な証拠を確保するための証拠収集制度が不十分であるためだ。現行法では法院が当事者の申請により侵害の証明等に必要な資料の提出を命ずることができる制度を運用しているものの、命令を受けた当事者が関連資料の所持を認めないか、隠滅・既存するか、若しくは、虚偽で提出する場合、それを確認することが難しいとの限界がある。

その結果、韓国においては特許権者が侵害訴訟で勝訴する割合（20.3%、2022年）が一般的な民事訴訟（55.8%、2023年）の3分の1にとどまり、損害賠償額においても経済規模を考慮しても米国（65.7億ウォン、1997年～2016年）の10分の1（6千万ウォン、1997年～2017年）の水準にとどまっている。

そのため、特許権の侵害行為が行われている侵害者の事務所や工場等の現場において実効的な証拠収集をすることで、侵害の立証及び損害額の算定に必要な資料を確保できる手段を設けるべきだとの指摘が持続的に提起されている。

従って、特許侵害の立証及び損害額の算定に必要な証拠を確認するために、法院が指定した専門家に対し侵害の現場で調査を実施できる制度を導入する一方、調査の課程において調査を受ける当事者の営業秘密等機微な情報の保護策についても検討することで、特許訴訟において実効性のある証拠収集の手段を設けるという目的である。

主要内容

イ. 特許権の侵害訴訟において侵害の立証及び損害額の算定に必要な証拠を確保するために、法院が指定した専門家に対し侵害の現場において調査を実施する制度を導入する目的である（案第128条の3の新設）。

（1）法院は専門家による事実調査の対象、範囲等を具体的に定めるべきであり、法律

上の意見を求めるかそれに対する意見を提供する目的で相手側の当事者とその弁護士等代理人との間で相互受け取った非公開情報又は相手側の当事者やその弁護士等代理人が訴訟の準備や遂行を目的に作成した非公開資料等（以下、「法律諮問書等」という）については調査の対象及び範囲から除く（案第128条の3第2項）。

- (2) 法院は「法院組織法」上の技術審理官又は調査官、「民事訴訟法」上の専門審理委員、弁護士、弁理士及びその他大法院規則により定める者のうち1人以上を専門家として指定できる（案第128条の3第3項）。
- (3) 法院は専門家による事実調査を決定する前に当事者に対し意見陳述の機会を与えなければならない（案第128条の3第4項）。
- (4) 専門家による事実調査が行われる過程で法律諮問書等に該当するか否か明瞭でない場合、専門家は調査を中止し、相手側の当事者からその資料の目録を受け取って法院に提出し、法院は当該の資料が法律諮問書等に該当するか否かを確認するために法官のみ閲覧できる手続きを別途設ける。相手側の当事者がその資料の目録を提出しなければ指定専門家はその事実を調査結果報告書に記載する（案第128条の3第5項及び第6項）。
- (5) 専門家は調査の課程において知った事実を守秘する義務があり、調査結果報告書を指定した期日まで作成して法院に提出しなければならず、法院は提出された調査結果報告書について調査を受けた当事者に優先して閲覧できるようにし、調査を受けた当事者は調査結果報告書の内容の中、調査対象及び範囲等から外れた資料、又は、本人又は第三者の営業秘密に対し削除するよう主張することができ、その主張に理由があると認められれば専門家に対し営業秘密を削除後再び提出するよう命ずることができる。但し、その営業秘密が侵害の証明や損害額の算定に必ず必要な場合には削除できない（案第128条の3第7項及び第9項）。
- (6) 法院が調査結果報告書について閲覧及び複写が可能な者を指定することにおいて相手側の当事者を除いた場合には、民事訴訟法第163条第1項に基づき当事者が閲覧及び複写できるにもかかわらず、当事者に対し閲覧及び複写を制限するよう特則を設けることで、訴訟により営業秘密を取得ができないように制限した（案第128条の3第10項）。
- (7) 専門家が事実調査を拒否・妨害又は忌避する場合、専門家による事実調査を申請した当事者が資料の記載により証明しようとする事実に関する主張を真実なものと認めるよう制裁効果を設ける（案第128条の3第12項）。
- (8) 法院は専門家を指定した以降、除斥及び忌避の事由が発見された場合、直ちに専門家に対し事実調査から除斥及び忌避する（案第128条の3第14項）。
- (9) その他制度運営の効率性を図るために費用及び担保に関する規定を設ける（案第128条の3第15項から第18項まで）。

(10) 専門家による事実調査及び専門家の除斥・忌避に関する法院による決定に関しては異議を申し立てることができ、異議申立に関する法院による決定については独立して不服できない（案第128条の3第19項）。

- ロ. 侵害の立証及び損害額の算定に必要な資料を確保するために侵害の現場に出入りした専門家のうち公務員でない者に対し公務員に擬制することで、刑事責任を加重する（案第226条の2第2項の新設）。
- ハ. 専門家に対する守秘保持義務の違反について5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する（案第229条の2第1項）。
- ニ. 専門家による事実調査を拒否・妨害した法人の場合1億ウォン以下、法人の役員・従業員とその他の利害関係者の場合は5千万ウォン以下の罰金を科す（案第232条第1項）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3を次のように新設する。

第128条の3（専門家による事実調査）①法院は特許権又は専用実施権に係る侵害訴訟において次の各号の事項をすべて満たす場合、侵害の証明又は損害額の算定に必要な証拠の確保のために当事者の申請により調査する証拠と関連する分野の専門家を指定し、指定された専門家（以下、「指定専門家」とする）に対し相手側の当事者の事務所、工場及びその他の場所に出入りして相手側の当事者及びその従業員等大統領令で定めるところによる者に対し質問するか資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験等必要な調査をするよう決定できる。

1. 相手側の当事者が特許権又は専用実施権を侵害した相当な可能性があること
2. 調査の必要性に照らして相手側の当事者への負担が過重でないこと
3. 当事者が他の手段により証拠を収集できると思えないこと

②法院は第1項に基づく調査の決定をする場合にはその調査の対象、範囲、方法、手続き及び期間を具体的に決めなければならない。この場合、法律上の意見を求めるかそれに対する意見を提供する目的で相手側の当事者とその弁護士等代理人との間で相互受け取った非公開情報又は相手側の当事者やその弁護士等代理人が訴訟の準備や遂行を目的に作成した非公開資料等大統領令で定める資料（以下、「法理諮問書等」とする）を調査の対象及び範囲から除かなければならない。

③法院は次の各号のいずれかに該当する者のうち1人以上を指定専門家に指定できる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づく技術審理官や調査官

2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づく専門審理委員
 3. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を有する者
 4. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を有する者
 5. その他大法院規則で定める者
- ④法院は第1項に基づく調査の決定の前に調査を申請した当事者及び相手側の当事者に対し意見を陳述できる機会を与えなければならない。
- ⑤第1項に基づく調査中、相手側の当事者が法律諮問書等に該当すると主張する資料がある場合、指定専門家は該当の資料に対する調査を中止し、相手側の当事者からその資料の目録を受け取って法院に提出しなければならない。但し、相手側の当事者がその資料の目録を提出しない場合には指定専門家はその事実を第7項に基づく調査結果報告書に記載しなければならない。
- ⑥法院は第5項に基づき提出された資料の目録に該当する資料が法律諮問書等に該当するか否かを判断するためにその資料の提示を命ずることができる。この場合、法院はその資料を他の者に見せてはならない。
- ⑦指定専門家は法院が指定した期日まで調査結果を記載した報告書（以下、「調査結果報告書」とする）を法院に提出しなければならない。この場合、指定専門家は調査により知った事実を守秘すべきである。
- ⑧法院は調査を受けた相手側の当事者に対し第7項の調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた相手側の当事者は調査の対象・範囲に該当しない資料及び本人又は第三者の営業秘密（「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号に基づく営業秘密をいう。以下同一）に関する内容が調査結果報告書に含まれているとの理由によりその内容の削除を主張できる。
- ⑨法院は第8項に基づく主張に理由があると認められればその内容について調査結果報告書から削除後、再提出する旨を指定専門家に命じなければならない。但し、調査結果報告書に含まれた営業秘密が侵害の証明や損害額の算定に必ず必要な場合にはその限りでない。
- ⑩当事者又はその訴訟代理人は第5項から第9項までの手続きを経て提出された調査結果報告書の閲覧・複写（以下、「閲覧等」とする）を申請できる。但し、法院が調査結果報告書の全部又は一部について閲覧等ができる者を指定（法院は「民事訴訟法」第163条第1項にもかかわらず、当事者をその指定から除くことができる）した場合、その者に限って調査結果報告書の全部又は一部について閲覧等ができる。
- ⑪第10項の但し書に基づき調査結果報告書の閲覧等ができる者が指定された調査結果報告書の全部又は一部が他の訴訟記録の中に記載されている場合、その訴訟記録の中で該当する部分に関しては「民事訴訟法」第163条第1項に基づく閲覧等を申請できる者に対してもその指定した者に限るとみなす。
- ⑫第1項に基づき調査を受ける相手側の当事者は指定専門家が要請する資料（第2項に

基づく法律諮問書等第5項に基づき相手側の当事者が法律諮問書等に該当すると主張する資料は除く)を大統領令で定める正当な事由なしに提供しない等調査を拒否・妨害又は忌避してはいけない。この場合、相手側の当事者が第1項に基づく調査を拒否・妨害又は忌避する場合には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する調査を申請した当事者の主張を真実なものと認めることができる。

⑬第1項に基づく相手側の当事者又はその訴訟代理人は大法院規則が定めるところにより調査に参加できる。

⑭法院は第1項に基づく調査の決定以降、指定専門家に対し第148条から第151条までを準用する。この場合、「審判官」は「専門家」に、「審判」は「調査」とする。

⑮法院は第1項に基づく調査により発生する相手側の当事者の被害を補填するために必要な場合、第1項に基づく調査を申請した当事者に対し担保額と担保提供の期間を定め担保を提供するよう命ずることができ、当事者がそれに従わない場合にはその調査の申請を却下できる。この場合、担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑯第1項に基づく調査にかかる費用は訴訟費用の一部とする。

⑰第1項に基づく調査にかかる費用の予納に関しては「民事訴訟法」第116条を準用する。

⑱その他第1項に基づく調査の方法・手続き・機関・費用、第7項に基づく調査結果報告書の作成方式等必要な事項は大法院規則で定める。

⑲次の各号のいずれかに該当する法院による決定に対しては異議を申し立てることができる。異議申立に関する法院による決定に対しては独立して不服できない。

1. 第1項の調査を命ずる決定
2. 第14項に基づく専門家に対する除斥又は忌避に係る申請に関する決定

第224条の3第6項を次のように新設する。

⑥第1項に基づく守秘保持命令を受けた訴訟代理人はその者が代理する当事者が第128条の3第10項の但し書及び第132条第3項の後段に基づく閲覧ができる者から除外された場合、その当事者に対しても守秘すべきである。

第226条の2第2項の中「専門審理委員」を「次の各号のいずれかに該当する者」に、「規定」を「規定及び『公職者の利害衝突防止法』の規定」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第128条の3第3項に基づく指定専門家のうち公務員でない者
2. 第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第229条の2第1項の中「第224条の3第1項」を「第128条の3第7項の後段に基づく守秘保持義務及び第224条の3第1項」にする。

第232条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項に改め、同条に第1項を次のように新設する。

①正当な理由なしに第128条の3第12項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合、

法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員その他の利害関係者の場合：5千万ウォン以下

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後2年が経過した日から施行する。

第2条（特許権又は専用実施権に係る侵害訴訟等に関する適用例） 第128条の3、第224条の3、第226条の2の改正規定は同法施行後、提訴される事件から適用する。

1－8 【法案提出】 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2207729）

議案情報システム（2025. 1. 22.）

議案番号：2207729

提案日：2025年1月22日

提案者：ソ・イルジュン議員（国民の力） 外12人

提案理由及び主要内容

現行法は、実用新案権者の権利保護のために「特許法」上の損害賠償請求権及び損害賠償請求権等民事訴訟手続きに関する規定を準用する。

しかし、実用新案権の侵害及び損害額の算定に必要な証拠が侵害者に偏っていることから実用新案権者等に対する権利保護に限界があるため、実用新案権の侵害を予防し企業の訴訟費用や侵害の立証への負担を軽減する一方、最終的には迅速に紛争が解決できるよう侵害訴訟において証拠の収集が円滑に行われるよう制度を改善する必要があるとの意見が持続的に提起されている。

従って、特許侵害の立証及び被害額の算定に必要な証拠を確認するために法院が指定した専門家に対し侵害の現場において調査を実施できる制度を導入する一方、調査の課程において調査を受ける当事者の営業秘密等機微な情報の保護策についても講じること、特許訴訟において実効性のある証拠収集の手段を設ける目的である（案第30条・第43条及び第47条第2項及び第4項の新設等）。

参考事項

この法律案は、ソ・イルジュン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第7728号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されなければならない。

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条の中「第128条の2」を「第128条の2、第128条の3」に改める。

第43条の題目の外の部分を第1項に改め、同条に第2項を次のように新設する。

②次の各号のいずれかに該当する者は「刑法」第129条から第132条まで及び「公職者の利害衝突防止法」を適用する場合には公務員とする。

1. 第30条において準用する「特許法」第128条の3第3項に基づく指定専門家の中公務員でない者
2. 第33条において準用する「特許法」第154条の2に基づき指定された専門審理委員第49条の2第1項の中「事由なし」を「事由なし第30条において準用する『特許法』第128条の3第7項の後段に基づく守秘保持義務又は」に改める。

第52条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項にし、同条に第1項を次のように新設する。

①正当な理由なしに第30条において準用する「特許法」第128条の3第12項を違反して調査を拒否・妨害又は忌避する場合、法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他の利害関係者の場合：5千万ウォン以下

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後2年が経過した日から施行する。

第2条（実用新案権又は専用実施権に係る侵害訴訟等に関する適用例）第30条及び第49条の2の改正規定は同法施行後、提訴される事件から適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「セール・アンド・ライセンスバック (SLB) プログラム」の支援を受けた企業を訪問

韓国特許庁（2025.1.16.）

担保 IP の処分に関する企業側の意見や支援策の改善点について議論

韓国特許庁 1 月 16 日木曜日、産業現場との意見交換による積極的な行政活動の一環として人工知能（AI）音声・話者認識のソフトウェア開発企業である（株）パワーボイス（ソウル市衿川区所在）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、知的財産（IP）を担保に融資を受けた企業が回生手続き（企業再生と似た概念）において特許庁の「セール・アンド・ライセンスバック（Sale & License Back）プログラム※（以下、「SLB プログラム」）」の支援を受けて、担保 IP を処分して債務返済に活用した事例を共有し、企業側の意見を反映して IP 担保融資の活性化を図る政策を講じるために行われた。

※SLB プログラム：特許庁が企業から担保 IP を買い入れて企業の債務返済を支援するとともに、担保 IP に対し実施権を与えて引き続き担保 IP を活用できるように支援する

同社は AI 音声・話者認識に関するソフトウェアを開発する企業で、コロナ禍による景気減速の影響を受けて 2022 年 3 月に回生手続きに入った。同社は債務返済のために 5 つの特許権を売却する一方、SLB プログラムを通じて実施権を確保したことで事業を続けて同年 11 月に回生手続きを早期に終結できた。2023 年には事業正常化のために一部の担保 IP を再度買い入れ、その中で一部の特許は数十万ドルで売却され、米国で特許訴訟に活用されるなど技術力を基盤に再成功を目指している。

特許庁長は「回生企業が立ち直るためには担保 IP の売却による債務返済と事業を継続させるための実施権の確保が必要だ」とし、「今後も特許庁は経営不振に陥っている企業が担保 IP を処分することで立ち直る機会を作れるよう支援を強化していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁、優先審査分野にバイオ・AI・先端ロボット技術を追加…4 大国家先端戦略産業全てが対象

韓国特許庁（2025. 1. 16.）

2 月 19 日から優先審査対象に指定…最短 2 月内に一次審査結果通知

2 月 19 日水曜日から特許優先審査の対象が従来の半導体、ディスプレイ、二次電池分野に続きバイオ、人工知能（AI）、先端ロボット分野まで拡大される。これにより、平均 18 月以上かかる同分野の審査処理期間が最短 2 月内に短縮されるとみられる。

特許庁長は 16 日、韓国企業の技術競争力の早期確保を支援し、海外市場進出の活性化を図るために、審査処理期間※の短縮を柱とする「2025 年特許審査処理計画」を発表した。

※審査請求後、一次審査結果の通知（First Office Action）までの期間

【バイオ、人工知能、先端ロボット分野を優先審査対象に指定（2月19日）…最短2月内に審査処理】

韓国企業の先端技術における早期権利化や主要国における迅速な特許権確保を支援するために優先審査制度を拡大して運用する。2月19日水曜日からバイオ、AI、先端ロボット分野を優先審査対象に新しく指定する。これにより、4大国家先端戦略産業※のすべてが優先審査対象となる。カーボンニュートラルに関わる水素基盤技術なども優先審査対象に追加される。

※半導体（2022年11月～）、ディスプレイ（2023年11月～）、二次電池（2024年～）、バイオ（2025年2月19日）

半導体・ディスプレイ分野は優先審査制度の導入（2022年11月）後、審査の平均処理期間が1.6月（2024年12月末時点）にかかっている※ことがわかった。バイオ、AI、先端ロボット分野についても韓国企業が早期に特許権を確保できる効果が期待される。

※半導体・ディスプレイ分野の審査処理期間は13.7月（2024年12月末時点）

これまで特許庁は関係部処と協力して、半導体67名（2023年～2024年）、二次電池38名（2024年6月）など先端産業分野の審査人員を増員し、今年はバイオ（35名）、AI（9名）、先端ロボット（16名）分野で60名の民間専門家を審査官に採用する計画だ。

優先審査対象を半導体、ディスプレイ、二次電池分野に続き、バイオ、AI、先端ロボットなど先端産業分野まで拡大し、審査官を増員することで、世界市場において韓国企業が早期に主導権を確保できると期待される。

【国際特許出願の基礎となる国内出願を優先して処理…世界的に特許権確保の加速化へ】

審査処理期間を短縮し、韓国企業が世界的に特許権を早期確保できるよう審査処理手続きを見直す。

国際特許出願（PCT※出願）の基礎となる国内出願を優先して処理することで、後の国際出願の円滑な手続きのために制度を改善する。また、特許審査ハイウェイ（PPH※※）出願の処理期限を4月から3月に短縮する。これは、米国、日本が現在運用するPPH改善策と連携され、当該国に進出する韓国企業が早期に権利確保できる効果が期待される（2025年1月）

※PCT（Patent Cooperation Treaty、国際出願制度）：条約に基づき一つの願書を提出すればPCT加盟国（158か国）において同一の出願をした効果を与える制度

※※PPH (Patent Prosecution Highway) : 先行庁による審査結果を基に後続庁においても早期審査が受けられる両国間の審査協力のスキーム

拒絶査定後に不服審判を請求する代わりに申請できる再審査の処理期限を現行の 1 月から 6 月に延長して審査処理の対象を拡大する (2025 年 4 月)。分割出願※における審査の順番についても変更する。これまでは原出願 (分割する前のものの出願) の審査請求の順番に合わせて分割出願を早期に審査したが、これからは米国・日本など主要国と同じく分割出願の審査請求の順番に応じて審査をする (2025 年 1 月)。

※出願人が特許出願戦略の変更などを理由にもとの出願を新しく分割して出願する制度

【特許庁、資源を最大限活用して特許審査処理に取り組む】

特許庁は全庁を挙げた取り組みで管理職級の業務量を拡大するなど資源を最大限活用して審査処理に集中する方針だ。

管理職級 (審査部処長、チーム長) 審査官一人あたりの審査量を 2025 年に一時的に拡大する。審査官による職権補正※を活性化し、煩雑な行政手続きを最小限に抑えて出願人の負担を緩和する。また、審査処理期間をより効率よく管理するために関係部処との協力により、審査官の増員にも力を入れる。今回の計画により 2024 年に 16.1 月 (全体技術分野の基準) にかかっていた審査処理期間が 2025 年には 1 月短くなった 15.1 月と短縮できるとみられる。また、内外の環境変化に柔軟に対応するために、中長期的な観点からみる特許審査サービスの革新方策を年内に確立する考えだ。

※明細書の誤字や単なる誤記などを審査官の職権により補正する制度

特許庁の特許審査企画局長は「特許権の迅速な確保は韓国企業の生存レベルを超えて国家経済に直結する課題である」とし、「今回の計画により、韓国企業が世界市場でより早く特許権を確保し、技術競争力を強化できるとみられる」と述べた。また、「韓国経済の動力や産業発展を支えるために審査のスピードだけではなく、品質の高い審査結果を提供できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-3 韓国特許庁・釜山(プサン)回生法院、「回生・破産企業の IP 活用促進に向けた業務協約」を締結

韓国特許庁 (2025. 1. 17.)

企業の回生・破産手続きの有効活用に向けた知財権の売却・活用を本格的に支援

【回生・破産企業における保有 IP の活用事例】

自分が保有する特許を担保に（以下、「担保 IP」）銀行から融資を受けたソフトウェア会社 A 社は、コロナ禍による経済停滞の影響を受けて 2022 年に回生手続き（企業再生と似た概念）を行ったが、経営を正常化するための回生計画の許可を受けることが難しかった。そのためには債務の一定額を返済する必要があったためだ。

しかし、A 社は特許庁の「セール・アンド・ライセンスバック（Sale & License Back）プログラム※（以下、「SLB プログラム」）」の支援を受けて、担保 IP を処分して債務返済に活用したことで、裁判所から回生計画の許可を受けることができ、処分した担保 IP を続けて使用したことで経営の正常化を早期に実現することができた。

※SLB プログラム：特許庁が企業から担保 IP を買い入れて企業の債務返済を支援するとともに、担保 IP に対し実施権を与えて引き続き担保 IP を活用できるように支援する

自動車部品メーカー B 社は、2018 年破産手続きに入り、保有していた特許権、意匠権など 26 の知財権を活用して債務返済を試みたが、適切な購入先が見つからず危機に直面していた。

しかし、韓国発明振興会所属の知的財産取引所は長年にわたる IP 仲介の経験を基に B 社の知財権の購入を希望する C 社に売却させ、債務の返済に大きく役立った。

韓国特許庁と釜山（プサン）回生法院（裁判所に当たる）は 1 月 17 日金曜日、釜山回生法院（以下、「法院」）にて「回生および破産企業の知的財産権（IP）活用促進に向けた業務協約」を締結したと発表した。今回の協約は、釜山（プサン）・蔚山（ウルサン）・慶南（キョンナム）地域所在の企業が知財（IP）を活用して経済的回復や正常化を図れるよう支援することに重点を置く。

協約の締結により、回生企業は裁判所からの迅速な許可を基に特許庁、韓国発明振興会、インテレクチュアルディスカバリー（株）からなる「IP 担保貸出回収支援機構※」を紹介して担保 IP を売却し一定額の債務を返済できる。また、SLB プログラムの支援を受けて所定の実施料で担保 IP を活用して事業を継続させることができ、経営正常化後には売却した担保 IP を再度買い入れる優先権が与えられる。これは、円滑に回生手続きを行う可能性を高め、経営正常化にも大きく寄与すると期待される。

※IP 担保貸出回収支援機構：特許庁、韓国発明振興会、インテレクチュアルディスカバリー（株）が所属し、中小企業が IP を担保に融資を受けた後、債務返済不能になった場合、その担保 IP を銀行から買収することで金融機関の損失を軽減する機能を担う

これまで IP 取引市場で需要のある企業を見つけることが難しかった破産企業は、特許庁の知的財産取引所と協力して知財売却のための取引の支援を受けることができる。特許庁は専門家により破産企業の知財売却を仲介し、法院はそれに対する仲介手数料を払うなど円滑な手続きを支援する。これにより、破産企業は知財権をより迅速かつ効率的に清算できるとみられる。

今回の協約により、回生および破産手続きを行う企業が知財権を有効活用して債務を返済し、経済的基盤を作り直すにも重要な役割を果たすと思われる。

釜山回生法院長は「今回の特許庁との業務協約は、法人回生手続きと法人破産手続きの両方を包括しているという点で意義がある」とし、「回生企業は迅速に知財を売却し、安価に実施権を付与されることで経営を立て直すことができ、債権者は需要先を見つけることが難しい知財権の売却が活性化されることで債権を回収する可能性が高くなると思う」と述べた。

特許庁長は「首都圏エリアに限られていた破産企業への支援を釜山・蔚山・慶南地域まで拡大させることができた」とし、「今後も釜山回生法院と協力して回生および破産企業が知財権を活用して危機を乗り越えることができるよう手厚く支援し、革新的な企業が知財権を基に資金を調達し、危機的な状況の中でも資産として活用できるよう環境づくりに取り組む」と述べた。

2-4 営業秘密原本証明制度の導入以降初めて民間機関を指定

韓国特許庁 (2025. 1. 20.)

2014 年制度導入以降、初めて民間機関を指定

韓国特許庁は、営業秘密原本証明サービス※の品質向上に向け 3 つの民間機関（オンヌリ国際営業秘密保護センター、LG CNS、ReDWit）を営業秘密原本証明機関に新しく指定すると発表した。

※営業秘密が含まれた電子ファイルの原本証明サービスであり、現在は韓国知識財産保護院 1 か所で担当

営業秘密原本証明サービスを利用する営業秘密の保有者は原本の電子ファイルから取り出した電子指紋、原本登録申請者の電子署名、原本登録当時の時間情報を原本証明機関に登録して原本が流出される心配なく営業秘密の保有にかかる事実と時点を立証できる。

営業秘密原本証明サービスを利用する企業、大学、公共研究機関などは営業秘密の要件の中、秘密管理性を立証するうえで、個人ユーザーはコンペなどの出品の際にアイデアの権利者を証明する上で活用できる。原本証明サービスの利用件数は 2023 年累積 20 万件を超え、2024 年末時点累積 21.5 万件を達している。

2014 年原本証明制度を盛り込んだ改正不正競争防止法の施行以降、公共機関のみ原本証明機関に指定されていたが、今回初めて民間機関が指定されることで営業秘密保有者は 4 つの機関（韓国知識財産保護院を含む）のうち希望する機関を選んで原本証明サービスを利用できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「制度の施行以降、初めて民間機関が営業秘密原本証明機関に指定され、サービスの品質が高まり、民間分野の能力強化にも大きく寄与すると期待する」とし、「今後も特許庁は営業秘密原本証明機関のセキュリティレベル、人員などの点検・管理にも力を入れ、韓国の企業・大学・公共研究機関が営業秘密を徹底して保護できるよう積極的に努力する」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「2025 年度主要業務推進計画」を発表

韓国特許庁（2025. 1. 21.）

知財による技術・企業・輸出の競争力強化を図り、ダイナミック経済を実現！

世界 6 億件の特許ビッグデータを活用して 200 の先端技術の研究開発（R&D）課題に関する特許動向について踏み込んだ分析が行われる。また、スタートアップと中小企業を支援する知的財産金融規模額は 12 兆ウォンに拡大され、輸出の初期段階にある企業 100 社向け紛争リスクの事前分析事業が新しく行われる。

韓国特許庁 1 月 21 日火曜日、国内景気の停滞や保護貿易主義の深刻化など内外的に経済状況が悪化する中で、知的財産政策により危機を乗り越える方法を探り、韓国経済の動力を強化するための「2025 年度主要業務推進計画」を発表した。昨年は厳しい状況の中でも国内の特許出願件数が約 24.6 万件と過去最多（246,245 件）となり、IP 金融規模も 10 兆ウォンを突破（2024 年 8 月）した。これらの数値は危機の中でも韓国経済の潜在力が高いことを見せている。特許庁はこのような知財分野の能力を十分生かすために、未来の先端産業分野における主導権の確保、革新的な企業の持続可能な成長の促進、世界市場への進出および輸出の活性化を目標に設定し、3 大推進戦略と 10 の重点課題を示した。

【1. 知的財産を活用した技術競争力の強化】

第一に、特許ビッグデータの活用と審査・審判の業務能力強化により技術競争力を高め、未来の先端産業分野における技術の主導権を確保する。

まず、特許ビッグデータを基盤に持続的な技術革新と経済安保を支援する。先端技術に係る情報の賜物である 6 億件の特許ビッグデータを活用して 200 の先端技術分野における R&D 課題について特許動向の深層分析を新しく実施する。また、量子技術、人工知能 (AI) 分野の発明者情報などを活用して「グローバル発明者マップ」を作成し、国家研究開発戦略の手引きとして活用する。

経済安保においては海外技術流出のリスクがある領域を事前に探知し、警察などほかの捜査機関に特許庁の専門性に基づいた技術諮問を支援する計画だ。さらに、知財データを産業・貿易などほかの分野のデータと連携して分析するプラットフォームの構築を本格化させ、国政の全般にわたり特許ビッグデータを活用するインフラを強化する。

国民が効果を実感できるような審査・審判サービスの改善策を進める。まず、審査分野においては 2 月にバイオ・AI・先端ロボット分野とカーボンニュートラル分野を優先審査対象に指定・拡大し、民間専門家 60 名を特許審査官に採用することで、先端産業分野の全般にわたって特許審査パッケージ支援体系※を完成※※する。さらに、企業や発明家などユーザーからのニーズに応えるために、人員運用の効率化や制度改善など資源を最大限活用して今年は特許審査処理期間を 15 月に、商標審査処理期間は 12 月に短縮し、審査の品質も高める。

※民間分野の経験者を専門審査官に採用、専担審査組織の運営、優先審査の支援など

※※ (2023 年) 半導体・ディスプレイ、(2024 年) 二次電池→(2025 年) バイオ

審判分野においては専門性のある経験が豊富な審判官を中心運用されている専担審判部をバイオ、ロボット、医薬品分野に拡大することで、先端技術に係る事件について正確かつ専門的な審判サービスを提供する。

【2. 知的財産を基に企業を成長させるエコシステムの高度化】

第二に、確保した技術力を基に革新的な企業が規模を拡大させるよう、知的財産の活用や保護の全般にわたって成長できる環境づくりに取り組む。

スタートアップと中小企業が保有する知的財産を基に跳躍できるよう知財金融規模 12 兆ウォンの達成を目指す。そのために、金融委員会と共に 1,000 億ウォン規模のディープテック共同ファンドを組成し、自治体とも積極的に協力する考えだ。

また、知財担保融資において安全装置として機能する回収支援機構※の出捐金を拡充し、銀行などに知財担保融資のインセンティブを与えることで金融機関が知財革新の呼び水になるよう支援する。

※債務返済不能になった場合に担保 IP を買収→銀行側の回収負担を軽減→企業への融資を活性化

模倣品流通の根絶および正当な補償体系化を図ることで、知財保護をより強化する。 SNS・個人輸入など模倣品流通ルートが多様化に対応するために、AI 技術を活用して EC サイト上の模倣品を常時モニタリングする体系を 3 月に導入する。モニタリングにより摘発された常習・大規模の流通行為に対し商標特別司法警察による企画捜査と連携し、主要 EC サイトとの協力体系を構築する計画だ。

また、知財権侵害の被害を受けた企業を実効的な形で救済するために、技術流出による被害額を正確に算定する価値評価モデルの開発や特許侵害に係る証拠の確保に向けた証拠収集制度の導入を積極的に推進する。

裁判にかけられている知財権侵害に係る事件を調停で解決する産業財産権の紛争調停連携体系を拡大し、行政調査や紛争調停、技術警察による捜査との連携や資料共有のための法的根拠を設けることで、迅速かつ効率的な知財紛争の解決体系を構築する。

【3. 知財による輸出活性化の向上】

第三に、優秀な知財を保有する企業向け輸出企業化および紛争対応への戦略を推進して海外進出を積極的に支援する。

優秀な知財を保有する企業を対象に海外進出を促すために特許活用戦略に関するコンサルティングなど各企業の環境に応じた支援と共に、輸出企業に対し知財担保融資のハードルを下げ、知財価値評価にかかる費用を支援する。

輸出の初期段階にある 100 社を対象に海外知財紛争のリスクについて事前分析を行い、リスク解消の戦略を支援する。また、先端技術に係る特許権を取引する企業を対象に民間専門機関と共に検証・諮問サービスを提供する。

海外現地において密着型支援体系を強化することで、企業からの相談に対応する海外知識財産センターの専門人員を拡充し、知財権重点公館（25 か所）、KOTRA 海外貿易館（129 か所）との協力を強化する。

特許庁長は「昨年韓国における特許出願件数が過去最多である 24.6 万件に達したことは、厳しい状況の中でも韓国経済の動力が活発化していることを裏付ける」と強調し、「特許庁の 2 つの資産である特許ビッグデータと高い技術専門性を活用して革新性が技術競争力に発展していくよう支援し、韓国企業の先進的な技術力を基に持続的な成長を図り、海外市場への進出を実現できるよう全力で取り組む」と述べた。

2-6 韓国特許庁、PCT 出願件数の多い中小企業と懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 1. 21.）

特許権で輸出拡大を図る化粧品・医薬品製造企業（株）ケアゼンを訪問

韓国特許庁は 1 月 21 日火曜日、国際特許出願（PCT※）件数の多い中小企業との意見交換のために、化粧品・医薬品製造企業の（株）ケアゼン（京畿道安養市所在）を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

※PCT（Patent Cooperation Treaty）：特許協力条約のことで、一つの国際特許出願を行うことで希望する加盟国に同時に出願した効果を与える制度

今回の企業訪問は、内外的に厳しい経済状況の中でも PCT の利用件数が増加件数にある中小企業から相談や意見を聞き、政策に積極的に反映するために行われた。

同社は、生体を構成する細胞の基本構造となるペプチドに関する技術を基に化粧品・医薬品・医療機器などを製造するバイオ企業である。また、世界約 130 か国に同社の製品を輸出しており、持続的な技術開発により多くの特許権を確保している。

特許庁長は、「韓国の中小企業が海外で迅速に知財権を確保することでグローバル企業として跳躍できるよう知財関連支援を強化していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、関係部処と中小企業向け海外進出支援事業の合同説明会を実施

韓国特許庁（2025. 1. 15.）

中小企業向け海外進出支援事業について詳しく説明！

韓国特許庁は 1 月 22 日水曜日、SC コンベンションセンター（ソウル市江南区所在）にて中小企業を対象に輸出活動に関する意見や相談を聞く懇談会と、海外進出支援事業の合同説明会※を実施した。

※韓国発明振興会、韓国知識財産保護院、韓国貿易協会、大韓貿易投資振興公社、韓国貿

易保険公社と共催

懇談会で中小企業は、海外市場に進出する際の課題である知財権の確保・紛争などに関する相談や建議事項について話した。特許庁は、各地域で中小企業向け国内外の知財権確保を支援する地域知識財産センター※および海外進出している中小企業の知財権保護を支援する海外知識財産センター※※とその活用方法について紹介した。

※各地域所在の中小企業向け知財権の創出・事業化の促進を推進するために全国 28 か所のセンターを設置

※※海外現地で輸出企業向け海外知財紛争への迅速な初期対応を支援するために米国、日本、欧州、中国、ベトナムなど 8 か国に 10 か所を設置

説明会では、優秀な技術力を保有する中小企業が海外市場に円滑に進出できるよう、海外における権利確保（韓国発明振興会）、海外知財紛争への対応（韓国知識財産保護院）、貿易に関する相談および教育（大韓貿易協会）、輸出ルートの開拓および現地での製品流通（大韓貿易投資振興公社）、輸出取引リスクの担保（韓国貿易保険公社）など、関係機関が提供するさまざまな輸出関連支援事業について説明した。

会場には各機関が相談ブースを設置し、海外に進出しているか進出予定の企業の関係者を対象に相談サービスを提供し、関連支援事業について案内した。

特許庁長は「厳しい経済状況の中で韓国経済が再び勢いを取り戻すためには輸出は欠かせない」とし、「特許庁は韓国の中小企業が海外市場で競合他社より優位に立てるよう、海外における知財権確保の支援を強化し、輸出活動において知財権紛争に巻き込まれることがないように権利保護にも最善を尽くす」と述べた。

2-8 国際知識財産研修院、外国人向け知財教育プラットフォーム「KIPO アカデミー」をリニューアル

韓国特許庁（2025. 1. 22. ）

端末の環境によって画面サイズの自動調整、動画連続再生の機能など利便性を向上

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、外国人（一般人、企業関係者、学生、公務員など）を対象に知的財産教育サービスを提供する「国際知識財産教育プラットフォーム（KIPO※アカデミー、kipoacademy.kr）」をリニューアルし、22 日から新しいサービスを公開すると発表した。

※韓国特許庁、KIPO（Korean Intellectual Property Office）

【接続安定性の向上および画面サイズの最適化、2 倍速再生などユーザーフレンドリーに改善】

今回のリニューアルは、従来のプラットフォーム（2013 年開発）の老朽化による接続エラー、動画再生エラーなどの問題を解決し、よりユーザーフレンドリーな機能に改善するために行われた。

リニューアル版は、パソコンのほかにもスマートフォン、タブレット PC などさまざまなモバイル端末によって画面のサイズが自動で調整されるレスポンシブ Web デザインを提供する。また、ユーザーインターフェース（UI）の改善により、ネット環境が不安定な開発途上国でも安定的にサービスを利用できるようにした。

動画の 0.25～2 倍速再生機能、講義の連続再生、学習進捗状況、修了証のオンライン発行、テスト・アンケート参加機能など、学習の効率化を図る新しい機能が追加された。

<改善された主な機能>

区分	従前		改善
画面サイズの自動調整	—	➡	スマホ、タブレット PC など端末の画面のサイズに最適化
動画再生	倍速・連続再生の機能なし		0.25～2 倍速再生・連続再生が可能
学習効率化機能	—		学習進捗状況の表示、修了証のオンライン発行

【科学発明教材の改正版、知財パノラマ 2.0 スペイン語版など新しいコンテンツを提供】

現在、国際知識財産教育プラットフォーム（kipoacademy.kr）は、世界知的所有権機関（WIPO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、韓国発明振興会と協力して知的財産について学べるさまざまな教育コンテンツを開発し、無料で提供している。

主なコンテンツとしては、「知的財産パノラマ 2.0※」、子ども向け発明教育のアニメーションである「発明王ポロロ」、「特許・商標権の侵害判断および権利保護」に関する教育動画などがある。

※知財権の確保、活用および保護など経営戦略の策定および関連事例に関する教育動画

＜主な教育コンテンツ（英語版）の例＞

教育コンテンツ名	対象	主な内容
知的財産パノラマ 2.0 (IP Panorama 2.0)	一般人、 企業関係者	ビジネス観点における、知財権の確保戦略・活用・保護、ビジネス、マーケティングなどの経営戦略の策定方法やさまざまな事例について紹介
知的財産イグナイト (IP Ignite)	大学生、 企業関係者	WIPO アカデミーが運用するコンテンツ (DL-101) を基に開発、法律の観点から知財権の基本概念および認識の向上
発明王ポロロ (Getting creative with Pororo)	子ども	知財権をより身近に感じてもらうよう知財の基本知識を盛り込んだ子ども向けアニメコンテンツ
科学発明教材 (How to make great ideas for inventions)	青少年、 教員	発明に関わる創造的な思考力の向上や知識の向上に向けた発明教育用教材

リニューアル版では、2024 年末に新しく開発した、科学発明教材の改正版 (How to make great ideas for inventions)、知的財産パノラマ 2.0 スペイン語版、デザイン権の侵害判断および権利保護に関する教育映像などが新しく提供される。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回改善された国際知識財産教育プラットフォームが世界の知財人材の育成に大きく寄与することを期待する」とし、「今後も WIPO、APEC、ASEAN など国際機構と積極的に協力して世界の多くの方々のために教育コンテンツの新規開発およびプラットフォーム活用の拡散に向けて手厚く支援する」と述べた。

国際知識財産教育プラットフォーム (www.kipoacademy.kr) は、会員登録後、誰でも無料で受講でき、詳細については韓国発明振興会（電話：02-3459-2851、2769）に問い合わせできる。

2－9 韓国政府、「大韓民国バイオ大転換戦略」を発表

韓国特許庁（2025. 1. 23.）

大韓民国のバイオ分野をけん引する求心点、「国家バイオ委員会」を発足

韓国政府は 1 月 23 日木曜日、ソウルバイオハブにてチェ・サンモク権限代行主催で、国

家バイオ委員会の発足しを開き、第一次会議を実施した。

※（日付/場所）2025年1月23日木曜日 14：00～15：20、ソウルバイオハブグローバルセンター

「可能性が広がる新大陸、先端バイオ時代の開幕」というスローガンのもとで開かれた会議は、国家バイオ政策の策定において中心的な役割を担う「国家バイオ委員会の発足」を国民に知らせ、グローバルバイオ5大大国への跳躍に向けた国家戦略を示す趣旨である。

国家バイオ委員会は、副委員長に委嘱した KAIST イ・サンヨブ教授をはじめ、24名の専門家を民間委員に委嘱し、バイオ関係部処の長官、大統領室科学技術主席（幹事委員）および国家安保室第3次長など12名を充て職の政府委員※に任命する。

※科学技術情報通信部・産業通商資源部・福祉部長官、國務調整室長、食品医薬品安全処長、特許・疾病管理庁長、個人情報保護委員会長、科学技術主席、安保3次長

権限代行は、冒頭発言で主要先進国のバイオ分野における国家戦略の策定、投資拡大など最近の変化について言及し、半導体・自動車など製造業を中心とする経済発展で国民総所得3万ドル時代を開けた、大韓民国が一層の跳躍を図るためには、新しい経済の動力としてバイオ産業の育成が求められると強調した。

このような背景から、国家バイオ委員会を部処横断型の最上位管理体制として立ち上げ、関係機関が各自進めている政策を連結させ、保健・医療、食糧、資源、エネルギー、環境などバイオにかかわるすべての分野における官民の能力を集めると述べた。

最後に、権限代行は、本日議論された主題を基に官民が手を組んで具体的なアクションプランを迅速に策定することを求め、国家バイオ委員会支援団を立ち上げ、関連活用について密着支援を行うと約束した。

本日の第一次会議では、イ・サンヨブ副委員長が最初に「国家バイオ委員会のビジョンおよびミッション（案）」について発表した。続いてコ・ハンスンサムスン電子未来事業企画団長をはじめ、科学技術情報通信部（ユ・サンイム長官）、産業通商資源部（アン・ドクグン長官）、保健福祉部（チョ・ギュホン長官）が「大韓民国バイオ大転換戦略」（関係部処合同）について発表した。最後に、イ・ミンチャン大統領所属規制改革委員会民間委員が「バイオ分野における規制の現況および整備方向」について発表した。

部処横断型で策定した「大韓民国バイオ大転換戦略」の主な内容は下記の通りである。

バイオは、経済、社会、安保など多方面において重要な戦略的価値を有する技術分野である。とりわけ、（経済）世界経済の成長をけん引する主な動力として 2027 年には世界のバイオ市場が 3 兆 3 千億ドル規模に成長すると見込まれる。また、（社会）健康な暮らしの維持および食糧不足問題の解決においてカギとなるバイオは、（安保）パンデミックの経験からバイオ製造技術が国の安保を左右する要素だという認識が高まっている。そのような背景から、バイオ大転換を進めるために、インフラ（Infrastructure）、研究開発の革新（Innovation）、産業（Industry）の側面で重点課題を策定した。

インフラの大転換：Infrastructure Transformation

共生のバイオクラスター	壁を超える制度・基盤の革新	現場に根付いた人材確保
✓韓国型バイオクラスターの構築（～2030 年） ✓新規雇用 1 万件達成（～2030 年）	✓規制革新のガバナンス構築 ✓国家バイオ安保戦略の策定	✓バイオヘルス分野で 11 万人人材推進（～2027 年） ✓分野別の特性化大学院の運営

政府は、バイオ分野の全プロセスにおいて革新を起こすために「韓国型バイオクラスター」を構築する。

全国の先端医療複合団地・研究開発特区・産業団地などを連携してレッド・グリーン・ホワイト・ブルーバイオなどさまざまな分野同士の融合を促進し、重点機関（大学・研究所・企業・病院）を誘致して R&D から事業化にいたるまでのエコシステムを構築する計画だ。国家バイオ委員会傘下「バイオクラスター協議体」を立ち上げる一方、20 のクラスターを連結する「バーチャルプラットフォーム」を介して各地域で管理する装備・専門家・創業支援プログラムを共同で活用し、海外の優秀なクラスターとの交流を拡大する。

レッドバイオにおいては、K-バイオヘルス戦略センターを中心にハブ・アンド・スポーク体系を構築し、公共 CRO/CDMO 機能を強化する。グリーンバイオでは、スマート農業育成地区・国家先端戦略産業の特化団地などと連携して国産素材の開発および合成生物学技術などを活用する革新的な企業の育成に取り組む。ホワイトバイオでは、石油化学団地で環境配慮型素材を、ブルーバイオでは海洋バイオの特性化拠点を設け海洋生物資源において高付加価値の活用を推進する。

政府は、バイオ産業の革新性と安全性の両方を確保するために、バイオ規制の革新やバイオ安保の強化に取り組む。国家バイオ委員会を中心に規制改革委員会、バイオヘルス革新委員会などと協力して全プロセスにおいて規制を見直し、生成型 AI 医療機器の許可・審

査ガイドラインなどを作成する。また、革新的な技術において市場侵入の加速化やサプライチェーンの安定、国際連携の強化を図る。

政府は、2027 年までバイオヘルス分野において人材 11 万人を育成し、学際的・実務型教育を拡大して産業現場のミスマッチを解消する。グリーン・ホワイトバイオ分野別で「バイオ人材育成戦略」を策定し、特性化大学院・現職者向け新技術教育により現場に強い人材の育成に集中する。AI を活用した新薬開発など分野別の専門教育を活性化することで、即時活用できる優秀な人材を輩出し、医科学専門家（MD-Ph. D）などコア人材の育成に取り組む。海外専門家の誘致や国内研究者の海外派遣・研修プログラムも拡大し、グローバル競争力を強化していく。

R&D の大転換: Innovation Transformation

バイオ+X 技術融合	データ基盤 R&D の革新	R&D 推進体系の革新
✓新薬開発の期間・コスト 1/2（13.7 年→約 6 年、2 兆 ウォン→1 兆ウォン） ✓食品・素材・環境・海洋・ 宇宙へ拡散	✓データ 1,000 万件確保 （～2035 年） ✓IRB、DRB 審議手続きの 簡素化	✓バイオ技術格差の減少 ※生命・保健 85%、農林 90%（～2035 年） ✓One-Team 協業体系

バイオ技術をさまざまな産業に波及させ革新を加速化し、データ基盤 R&D パラダイムシフト、R&D 投資体質の改善によりバイオ技術において主導権を確保する。

まず、バイオ技術とほかの分野との技術融合により革新を加速化する。AI 基盤技術により時間・コストなどを従来に比べて半分に減らし、公共バイオフィアウンドリーの構築と分野別の拡散を図る。また、製薬・医療機器分野のみならず、食品・素材・環境などさまざまな分野へと産業的波及効果を最大化する。これにより、新品種および高付加の食品素材、環境配慮型技術を開発することで経済の好循環に寄与する。オーダーメイド型治療剤の開発や難病・老化の克服などにも大胆に挑戦する。

データを基盤とするバイオ R&D パラダイムシフトを行う。国家バイオ委員会を中心にバイオデータの協業体系を見直し、データの連携を強化する計画だ。まず、試行的に 15 のバイオ分野の公共研究機関の間でデータの全面公開を推進し、今後は公共領域の全般にまで拡大する。とりわけ、国家バイオデータプラットフォームに 2035 年までデータ 1,000 万件を確保する。バイオ専用高性能コンピューティングインフラ（GPU3,000 以上）を拡充し、高容量のデータを分析できる環境を作る。ほかにも各機関（機関生命倫理委員会、

機関保健医療データ審議委員会など）の審議手続きを一元化・簡素化し、データ寄託の活性化を図るためにインセンティブを与える計画だ。

バイオ R&D 推進体系の革新により、バイオ分野において First-Mover へと跳躍する。遺伝子編集技術、バイオ AI モデルの開発などさまざまなバイオ分野において共同で活用できる重要な汎用技術・基盤技術の自立化を支援し、波及効果の大きい創造的・挑戦的な研究を拡大して R&D の戦略性を高める。国家バイオ委員会を中心に官民の資源を集めた One-Team 協業体系を作り、部処横断型、官民、公共機関、グローバルにおける協力を強化していく。バイオ分野の特徴を考慮して事業期間を拡大し、最適な特許戦略を基に事業化の連携を支援する。

産業の大転換：Industry Transformation

バイオ技術の事業化	企業の成長促進	さらに大きい市場へと跳躍
✓5 つの公共 CDMO 中心にバイオテック製造のアクセス拡大 ✓K-BioMADE 推進 (2027 年)	✓メガファンド組成、政策金融・貿易保険の拡大支援 ✓国家戦略技術分野の拡大	✓CDMO 生産・売上高世界トップ (2032 年) ✓バイオ航空燃料の輸出市場 30%確保 (2030 年) ✓バイオにおける素材・部品・装置の国産化率 15% (2030 年)

バイオ企業を対象に製品化や製造における根本的な革新を支援し、企業の成長促進、バイオ医薬品の CDMO 市場の主導、新市場の確保などにより、バイオ産業を半導体分野に次ぐ大韓民国の代表的な成長エンジンとして育成する。

まず、製品および製造において競争力を高めるために技術事業化を支援する。技術力はあるものの、生産設備がない国内バイオテックを対象にすでに構築されている 5 つの公共 CDMO を活用して解剖株の製造、試料・完成品の生産など製品化を支援する。また、バイオ分野の全般にわたって研究・製造の革新を図るために、AI 基盤の公共バイオフアウンドリーを構築し、バイオ製造の全サイクルを支援する（仮名）K-BioMADE プロジェクトを推進する。これにより、候補物質の導出と製造工程の自動化・高速化・標準化を推進する。また、バイオテック製品の性能検証のために国内臨床試験の先進化と国内 CRO の能力強化を支援する。

バイオ企業の成長段階に沿って資金調達、民間投資の活性化、企業の成長能力の強化を支

援する。企業の初期投資と規模拡大のために K-バイオ・ワクチンに係るファンドなど 1 兆ウォン規模以上のメガファンドを迅速に組成し、金利優遇、融資限度の拡大など政策金融と貿易保険の支援拡大により、成長のはしごを作る。また、企業による R&D 活動を促すために、M&A を活性化し、バイオバッファ、バイオ航空燃料などバイオ関連技術を国家戦略技術に追加して税額控除の範囲を拡大する。経営コンサルティング、海外認証の支援と共に主要国に K-バイオデスク、ボストン CIC（ケンブリッジ・イノベーションセンター）など支援拠点を拡大して企業の成長を図る。

強い分野はもっと強く、新しい市場は素早く優位を確保するよう支援する。国内 CDMO については生産能力を現在の 2.5 倍に拡大（～2032 年）し、生産・売上高で世界トップになれるようインフラなど企業が掲げている課題の解決に力を入れ、新しいモダリティ（modality）など事業の多角化を支援する。また、環境配慮型・生命倫理の強化など世界動向によって必要性が求められるバイオ航空燃料、動物代替試験など新市場の先取りに向け、生産能力の強化、技術開発などを支援する。バイオ産業とサプライチェーンの根幹となるバイオ分野の素材・部品・装置は、現在の 80 の重点品目を 100 以上に拡大し、実装支援センターの構築、需要・規制機関との協力などにより、段階的に国産化を図ることによって 2030 年まで自立化率を 15%に引き上げる計画だ。

ディスカッションでは、クラスター、規制、人材育成などバイオインフラの革新、バイオ R&D 投資の体質改善によるバイオ技術分野の主導権確保、バイオを半導体に次ぎ第二の重点分野として育成するための産業界からの支援など「大韓民国バイオ大転換戦略」と連携するテーマを中心にさまざまな意見が交わされた。

会議終了後にはソウルバイオハブに居住している企業のオフィスを訪問した。2015 年に設立されたソウルバイオハブの運営の趣旨、現況、主要成果などについて聞き、バイオ分野のスタートアップなど関係者などを励ました。

2-10 韓国特許庁、「特許情報検索および電子出願に関する教育」の参加者募集

韓国特許庁（2025. 1. 23.）

ユーザーのニーズに応じて出願方法や知財知識をわかりやすく解説！

韓国特許庁は、積極的な行政活動の一環として特許出願を希望するユーザーを対象に無料で実施する、特許情報検索および電子出願と知財権に関する教育の参加者を募集すると発表した。

【オーダーメイド型特許情報検索および電子出願に関する教育：5人以上の団体向け】

「オーダーメイド型特許情報検索および電子出願に関する教育」は、中小企業、公共機関、大学など5人以上の団体を対象に組織の特徴に合わせて行われる実習中心の教育プログラムである。

参加者のニーズに応じて選択肢を広げ、知財権入門、特許情報検索、電子出願など基礎から特化段階まで計10科目を設け、そのうち2科目を選択できる。

上半期教育は6月まで対面とオンラインの形で行われる。5人以上・10人未満の団体向けはオンライン形式であり、10人以上の団体は対面とオンラインのいずれかを選択できる。

参加を希望する団体は、1月23日木曜日から2月22日土曜日まで申込書を作成し、電子メール（pygmalion100@kipi.or.kr）、または、ファックス（02-3453-2999）にて受け付ける。

【招待型知財権教育：個人向け】

「招待型知財権教育」は、個人を対象に特許、実用新案、デザインに係る情報検索・電子出願の方法、著作権や営業秘密保護に関する内容を提供する。

上・下半期にそれぞれ4回目ずつ（対面とオンライン形式を2回ずつ）計6回にわたって行う。

1回目（オンライン形式）は2月28日金曜日に実施され、参加希望者は1月23日木曜日から2月22日土曜日まで申し込みページ※にて申請できる。

※<https://naver.me/Fr7645MY>

特許庁の産業財産情報システム課長は「基礎から特化段階、実習教育まで工夫した今回の教育がこれから特許出願を予定するユーザーの知財能力を高める上で有効に活用されると思う」とし、「今後も参加者からの意見を積極的に反映して高品質の教育を提供できるよう最善を尽くす」と述べた。

詳細については、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）、特許情報検索サービス KIPRIS（www.kipris.or.kr）、K-Startup 創業支援ポータル（www.k-startup.go.kr）、または、

韓国特許情報院出願支援教育担当者（電話 02-6915-1551）に問い合わせできる。

2-11 韓国特許庁、UAE・ブルネイで「海外機関向け知財権コンサルティング事業」を成功裏に完了

韓国特許庁（2025. 1. 31.）

UAE・ブルネイでK-知財を普及させる！

韓国特許庁は、昨年2年間（2023年～2024年）アラブ首長国連邦（UAE）とブルネイ・ダルサラーム国（ブルネイ）の知財担当機関を対象に行われた「海外機関向け知財権コンサルティング事業」が成功裏に完了したと発表した。

同事業は、特許庁が遂行機関を選定して行うもので、今回はUAEとブルネイを対象に韓国発明振興会が主導した。

同事業は、韓国にとって知財協力国との戦略的なパートナーシップを構築し、韓国型知財システムの拡散を目標に行われており、相手国の知財関連法令・制度・政策などの現況を分析し、各国の環境に応じた改善策を提案することが柱である。

特許庁は2023年から2024年まで、UAEを対象に「中小企業における出願件数の増加」および「発明教育のインフラ構築に関する研究」を、ブルネイを対象に「知財政策に向けた戦略ガイド」、「知財における人的資源の開発に向けて政策の提案」などを行った。また、現地の教員や生徒に活用してもらうために発明教育用の教材や発明実習キットなどを提供している。

とりわけ、UAEでは現地の環境に応じた発明教育のインフラ構築という課題の実効性を高めるために、関連担当者を韓国に招待し、発明特性化高校、慶州（キョンジュ）発明体験教育館、知財権管理に強い中小企業などを訪問し、授業や施設の見学する研修プログラムを実施した。

また、ブルネイでは2年間知財人的資源の開発に関するコンサルティングを行い、業務能力強化の必要性を実感して新しく特許審査官を採用するなど独自で特許審査業務ができる体系を作るなど、コンサルティングにより実質的な成果を上げている。

今後も特許庁は、UAEなど中東アジア地域の国々と協力を多角化し、今年韓国で開かれる韓国・アセアン長官会合を機にアセアン地域との協力を強化するなど、韓国企業が活躍し

やすいグローバルな知財環境づくりに取り組む計画だ。また、今年は主な新興市場として注目されている中央アジア、アフリカなどと事業を進め、韓国知財を普及し、韓国企業の現地進出の拡大を図る考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「知財行政サービスの輸出など、行政分野においても韓流を普及させ、知財先進国としてのリーダーシップを強化するとともに、主要市場において韓国型知財システムを戦略的に構築させることで、海外に進出する韓国企業の知財権の確保や保護を強化していく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、知財取引の活性化に向け民間取引機関 6 社を募集

韓国特許庁（2025.1.31.）

民間が主導する知財取引市場を育成する！

<民間・公共の協力による知財取引仲介の優秀事例>

- 下水処理装置専門企業 H 社は、K 大学からアンモニアを分解させる技術に移転され、下水処理工程で発生するアンモニアを活用した水素生産装置を開発し、「環境施設」から「環境にやさしいエネルギー」へと事業分野を拡大している。
- 農業機械専門企業 S 社は、D 大学から高精密な位置測定技術などを移転され、「無人の自動運転農業機械」を開発し、新技術分野へと事業分野を拡大した。

韓国特許庁は 1 月 31 日木曜日から 2 月 13 日木曜日まで、知的財産（IP）取引市場の活性化に向け、知識財産取引所（韓国発明振興会所属）と共に知財取引を共同で仲介する「民間協力取引機関」6 社を募集すると発表した。

特許庁は 2020 年から毎年、一定の要件を満たす知財・技術取引機関を「民間協力取引機関」に指定し、これまで計 30 の機関に対し「民間取引専門機関の育成プログラム」を支援してきた。「民間協力取引機関」に指定されれば、3 年間知識財産取引専門官※と共同で知財取引・仲介のすべてのプロセス※※を行い、取引のステップに沿ってさまざまな経験やノウハウを取得できる。

※韓国発明振興会の知識財産取引所所属の知財取引仲介専門家

※※知財取引を希望する企業向け相談→知財権の発掘・マッチング→仲介の交渉→契約締結→後続の研究開発（R&D）・事業化の連携の支援

知財取引において適正な仲介手数料を支払う環境を作るために、民間協力取引機関には共同仲介により発生する仲介手数料による収入について寄与度によって配分する。また、

知財取引分野において公信力を認められる知財取引機関としてネット上の知財取引プラットフォーム（IP-Market）を介して取引機関のPRや企業からの相談サービスを提供する。

募集対象は、知財取引に関する業務能力を備えた法人事業者、または、個人事業者であり、参加を希望する取引機関は1月31日金曜日から2月13日木曜日まで知財取引所の公式電子メール（ipto@kipa.org）に申し込みできる。詳細については、韓国発明振興会（www.kipa.org）知識財産取引所のお知らせ※にて確認できる。

※韓国発明振興会ウェブサイト（支援事業＞特許技術取引評価＞知識財産取引所＞お知らせ）

特許庁の産業財産政策局長は「デジタル・グリーントランスフォーメーション時代に入り、企業が外部から優秀な技術に移転され、それを活用した事業を進めるオープンイノベーションの重要性が高まっている」とし、「今後も民間が主導する知財取引市場の環境づくりのために政策面で手厚く支援していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 故意による商標権・デザイン権の侵害に対する懲罰的損害賠償を3倍から5倍に引き上げへ…改正商標法・デザイン保護法を公布

韓国特許庁（2025.1.20.）

改正商標法・デザイン保護法1月21日火曜日公布、6か月後施行へ

今年7月22日火曜日から故意による商標権・デザイン権の侵害の場合において懲罰的損害の賠償の限度が5倍（3倍→5倍）に引き上げられる。特許・営業秘密の侵害およびアイデアの奪取行為に続き商標・意匠の分野においても5倍の懲罰賠償制度が導入されることで、知財権の全般にわたり保護の水準が向上すると期待される。

韓国特許庁は、上記の内容を盛り込んだ改正商標法とデザイン保護法が1月21日火曜日公布され、6か月後の7月22日火曜日から施行されると発表した。

【故意による商標権・デザイン権の侵害時には世界最高水準の 5 倍懲罰賠償へ】

今回の改正案は、故意により商標権やデザイン権を侵害した場合、損害として認められた金額の「最高 3 倍」まで賠償するという規定を「最高 5 倍」に引き上げる。昨年、導入された（2024 年 8 月 21 日）特許法と不正競争防止法における特許・営業秘密の侵害およびアイデアの奪取行為に対する 5 倍の懲罰的損害賠償制度を商標と意匠分野まで拡大する。

今回の懲罰的損害賠償の限度の拡大は、悪意的な商標権・デザイン権の侵害を防止し、被害救済の実効性を確保するための措置である。これまで知財権の侵害が根絶されない理由には、知財権に対し正当な価格を支払うより侵害行為により得る利益の方が大きいためだと指摘されてきた。実際に特許法がまとめた韓国国内におけるネット上の模倣品取り締まり活動の業績をみると、2020 年 137,382 件から 2024 年 272,948 件とこの 5 年間で 2 倍増えるなど模倣品の流通が急増していることから、より強力な権利保護対策が求められている。

懲罰賠償限度 5 倍は主要国と比べても最も高い水準である。主要国の場合、日本は商標権・意匠権の侵害に対する懲罰的損害賠償制度を設けていなく、米国はデザイン権の侵害については最高 3 倍までの懲罰賠償制度を施行しており、商標権の侵害については制度がない。最高 5 倍まで損害賠償となる国には現在のところ、中国が唯一※である。

※商標、営業秘密：2019 年導入/特許、実用新案、デザイン権：2021 年導入

【知財権の全般にわたる「懲罰賠償限度 5 倍」の導入により、知財権の保護水準を高める】

今回の改正は、最近、特許・営業秘密のみならず、知財権の全般にわたって侵害による被害の深刻性が増しているとのコンセンサスが得られたためだと思われる。「最高 5 倍」の懲罰賠償制度を特許・営業秘密の侵害およびアイデアの奪取行為から商標・デザイン権の侵害行為まで拡大して適用すれば、韓国において知財権の全般にわたって保護の水準が一層高まる効果が期待される。

特許庁長は「今回の改正により、商標・デザイン権の侵害に対するより実効的な権利救済が可能になる」とし、「懲罰的損害賠償制度が有効に機能するためには、侵害行為に対する故意性の立証が必要であり、そのためには証拠収集が先に行わなければならないことから、韓国型証拠収集など制度の改善を積極的に推進する」と述べた。

4-2 韓国特許庁、伝統市場の共同商標の開発支援事業」の成果共有会を実施

韓国特許庁（2025.1.21.）

市場商人への支援事業により伝統市場に活気を取り戻す

韓国特許庁は1月21日火曜日、昨年の大雪による被害を受けた儀旺（ウィワン）トッケビ市場（京畿道（キョンギド）儀旺（ウィワン）市所在）を訪問して小規模事業者の苦勞を勞い、懇談会を開いて「伝統市場の共同商標の開発支援事業」の成果を共有し、意見交換を行った。

儀旺トッケビ市場は、2023 年特許庁が行った伝統市場の共同商標を開発する支援事業に参加し、トッケビ（鬼）の角と棍棒の形を利用したハングル文字にポイントカラーを入れた「ここ、ピッタリ（ヨギ、トックタク＝『今、すぐ、ここでピッタリの物を全て手に入れられる市場』という意味）儀旺トッケビ市場」という新しい商標と、「可愛らしい鬼のマスクをかぶっている、温かい心のお隣さん」を面白く表現したキャラクターを制作して関連商標権を10件取得した。登録した商標を活用して市場のあらゆるところに設置されていた古い看板などを替えて活気のある雰囲気改善し、地域の住民だけではなく、儀旺鉄道特区と旺松（ワンソン）湖を訪れる観光客の流入を促した。

支援前		支援後	
<ブランド>	<キャラクター>	<ブランド>	<キャラクター>
			

伝統市場の共同商標の開発支援事業は、伝統市場の商人らが自ら参加して伝統市場の特徴を反映した共同商標とキャラクターを開発する事業で、2022 年から始まり毎年伝統市場 20 か所を選んで計 500 件の商標権と意匠権の出願を支援している。

今回の懇談会には、商人会長など約 10 名の市場商人会の関係者が参加した。商人会長は「市場の商人らが自ら参加して制作したキャラクターであるだけにその結果にとっても満足している」とし、「今後も PR やマーケティングの面においてより手厚く支援してほしい」と述べた。

特許庁長は「儀旺トッケビ市場の例からみた革新的な変化は、ほかの伝統市場にも良い参

考になると思う」とし、「個人事業者と伝統市場の競争力を高めるために持続的に支援していく」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム